

1. 計画策定の趣旨

子どもの貧困は、現在の経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に大きく影響を及ぼしかねないものです。コロナ禍の影響が残る中で長引く物価高は、子育て世帯にとって大きな負担となっていますが、経済的に困窮する家庭には、より深刻な課題となっています。経済的に厳しい状況にある家庭の子どもたちが、日々の食事に困るようなことや、学習の機会や部活動など様々な体験機会を十分に得られない、経済的な理由によって進路を変更せざるを得ない、社会的に孤立して相談することすらできない、などの状況を強いられることはあってはならないことです。全ての子どもたちが、同じスタートラインに立って夢や希望を持ち、将来をめざすことができる社会を実現するため、子どもの貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、経済的支援や保護者の就労支援、学習支援等の総合的な取組を進め、社会全体で解決していくことが必要です。

国では、子どもの貧困について社会的な関心が高まる中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、2013（平成25）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定されました。その後、2019（令和元）年の改正法においては、基本理念として、子どもの最善の利益が優先して考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されたところです。

2023（令和5）年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための「こども基本法」が新たに施行されました。同法に基づく「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、2024（令和6）年6月には、法の名称に「貧困の解消」を盛り込んだ「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定され、「こどもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐ」、また、「妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの過程において切れ目なく支援が行われる」よう、子どもの貧困対策を推進することとされました。

大阪府では、2015（平成27）年3月に「子どもの貧困対策計画」を策定し、次いで2020（令和2）年3月に改定した第二次計画に基づき、子どもの貧困対策施策の推進に努めてきました。「第三次子どもの貧困対策計画」では、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、現在の子どもの貧困を取り巻く状況を踏まえ、子どもの貧困の解消に向けて、取組をいっそう充実していきます。

2. 計画期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間

3. 計画の位置づけ

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、策定します。

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画(案)

4. 大阪府子どもの貧困対策計画構成(案)

I 計画策定の趣旨

全ての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、同じスタートラインに立って夢や希望を持ち、将来をめざすことができる社会を実現するため、子どもの貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決していくことが必要。

R6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定されており、府としては、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、現在の子どもの貧困を取り巻く状況を踏まえ、子どもの貧困の解消に向けて取組みをいっそう充実していく。

II 子どもの貧困を取り巻く課題 ※子どもの生活に関する実態調査結果(今回R5調査、前回H28調査)より

- 世帯可処分所得の中央値や家計状況は前回より改善しているが、困窮世帯では子どもに回す余裕まで至っていない。
- 常勤・正規職員の母親の割合は増加。一方、困窮度Ⅰ世帯に占める母子世帯の割合、母子世帯の非正規雇用率とも、依然として高い。
- 困窮世帯の子どもほど、おうちの大人の人と文化活動に行っていない。習いごとの割合でも前回より差が広がっている。
- 支援制度を利用したことがない人のうち、制度の対象である可能性が高い層においても、対象外だと思っている割合が高い状況にある。
- 困窮世帯ほど、授業以外の勉強時間が少なく、学習理解度も低い傾向があり、大学進学希望の割合が減っている。
- 「おうちのこと」に関する悩みは、他と比べて、親に相談する割合が低い。困窮世帯の保護者は、相談できる相手がいない、という割合が高い。
- 子どもの居場所について、困窮世帯と中央値以上の世帯における居場所の利用状況に大きな差はみられず、支援が必要な世帯の利用が十分ではない状況。居場所を利用しない理由としては、どこにあるか知らないからという回答が多い。

III 計画の基本理念・推進にあたっての基本的な考え方

1. 基本理念

子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐことを旨として推進

2. 基本的な考え方

- (1) 総合的な取組の推進：子どもの貧困の背景にある複合的な要因を捉え、総合的な取組を行うことで適切に支援
- (2) 支援が必要な人への情報発信と伝達：情報発信と伝達の工夫、支援を受けることに躊躇うことのない環境づくり

IV 子どもの貧困対策計画における方向性

- (1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム
- (2) 子どもの居場所づくりへの支援
- (3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
- (4) 市町村との連携強化・地域の実情把握
- (5) 関連施策との一体的な推進

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画(案)

5. 大阪府子どもの貧困対策計画目次

I 計画策定の趣旨

II 子どもの貧困を取り巻く課題（調査結果）

III 第三次計画の基本理念、推進にあたっての基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 推進にあたっての基本的な考え方
 - (1) 総合的な取組の推進
 - (2) 支援が必要な人への情報発信と伝達

IV 子どもの貧困対策における方向性

- (1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム
- (2) 子どもの居場所づくりへの支援
- (3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
- (4) 市町村との連携強化・地域の実情把握
- (5) 関連施策との一体的な推進

V 第三次計画における具体的取組

- 視点1 困窮している世帯を経済的に支援します(就労支援を含む)
- 視点2 学びを支える環境づくりを支援します
- 視点3 子どもたちが孤立しないよう支援します
- 視点4 保護者が孤立しないよう支援します
- 視点5 安心して子育てできる環境を整備します
- 視点6 健康づくりを支援します
- 視点7 オール大阪での取組

VI 第三次計画の取組期間

VII 計画の推進について

VIII 子どもの貧困に関する指標について

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画(案)

6. 大阪府子どもの貧困対策計画(案)に基づく今後の方向性(案)

子どもの貧困の解消に向けた対策は、保護者の経済的な困窮や就労状況、保護者や子どもの孤立、子どもの学習や健康などの複合的な要因が絡み合う中、自治体、学校、地域や民間支援機関等がそれぞれ持てる力を十分に発揮し、連携を取り合い、困窮度の高い世帯を中心に、支援を必要とする人に支援がきちんと行き届く仕組みづくりをしていくことが重要です。

府では、5つの方向性を基に、7つの視点で具体的取組を実施し、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

5つの方向性

(1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐ

- ・学校を地域に開かれたプラットフォームとし、教育委員会や福祉、保健部局と必要な支援制度等を情報共有し、S S Wやコーディネーター等の働きかけにより、地域の見守りや適切な支援につなげる取組を実施

(2) 子どもの居場所づくりへの支援

- ・地域が主体となった取組への財政支援を実施
- ・子ども食堂マップの作成等による子どもの居場所に関する情報発信を実施

(3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成

- ・社会における子どもの貧困に関する理解を深め、地域、学校、企業等が子どもの誕生前から青年期まで切れ目ない支援を実施
- ・D Xの取組により効率的・効果的な支援制度等の情報発信を実施

(4) 市町村との連携強化・地域の実情把握

- ・地域の実情に応じた取組を実施するため、事例共有や財政支援を実施

(5) 関連施策との一体的な推進

- ・生活困窮者自立支援制度等の関連施策を一体的に捉え、施策を推進
- ・相談窓口の相互連携を強化し、地域の身近な場での相談対応の実施
- ・教育機関との連携による支援制度等の周知を実施

7つの視点で具体的取組を実施

1. 困窮している世帯を経済的に支援します

困窮世帯やひとり親世帯に対し、経済的支援や就労支援を実施

- ・困窮世帯（ひとり親世帯含む）への経済的支援や就労支援
- ・子どもの養育、教育にかかる経済的支援

2. 学びを支える環境づくりを支援します

家庭の経済状況にかかわらず、子どもが学ぶことができる環境を整備

- ・学びのための経済的支援
- ・学校や幼稚園等における学びを支える環境づくり
- ・地域や家庭等における学びを支える環境づくり

3. 子どもたちが孤立しないように支援します

必要な支援が届くよう、子どもの居場所の整備や相談体制を充実

- ・地域において子どもを見守る体制の充実
- ・放課後等の子どもの居場所づくり
- ・体験、交流活動の機会の創出
- ・子どもの自立支援等

4. 保護者が孤立しないように支援します

社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの相談体制を充実

- ・妊婦への支援
- ・相談支援、カウンセリングの充実
- ・家庭訪問、地域における見守り

5. 安心して子育てできる環境を整備します

保育サービスや住居確保等により、安心して子育てができる環境を整備

- ・子どもの預かり、保育体制の充実
- ・保育にかかる経済的支援
- ・生活相談支援等

6. 健康づくりを支援します

生活習慣の定着や食生活の見直し等の指導等により、健康づくりを支援

- ・食育・食環境の整備
- ・妊娠・出産期からの健康づくり支援

7. オール大阪での取組

地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、行政だけでなく、学校、地域、民間支援機関、企業などが各ステージにおいて適切に支援

- ・市町村と連携した取組
- ・民間企業や府民等と連携した取組